

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和4年12月23日（金） 11時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

上野管理官補佐、加藤原子力規制専門員

文部科学省

原子力課

横井原子力研究開発調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他2名

高速増殖炉もんじゅ 廃止措置部 課長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

資料1 性能維持施設に係る原子力規制庁殿のご質問に対する回答

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁江田ですそれでは本日の面談始めますよろしく申し上げます。それでは機構から説明資料の説明をお願いします。
0:00:10	はい。原子力機構の城でございます。それでは性能維持施設に関係いたしまして、原子力規制庁の方からですねご質問いただいておりますので、その回答させていただきます。
0:00:23	ご質問は3点あったかなというふうに思っております。まず1点目ですけれども、プロセスモニタリング設備の維持期間につきまして、各モニターの共通の内容といたしましてご説明ください。よくなっておりまして、まず、その中の①番②番。
0:00:41	そういうところにつきましては、まず、運転中、廃止措置中での放射性ガス、放射性ダストを放射性ヨウ素が発生しうる想定事象と、
0:00:53	今後の解体作業も含めての対策、代替設備での測定方法等についてご説明、ご質問いただいております。
0:01:02	こちらにつきましては運転時はですね燃料の破損を並びに、一次系ナトリウム、一次アルゴンガス及び燃料被覆管等の
0:01:12	放射化等によりまして核分裂生成物、本社化生成物が生成されると。
0:01:18	それに伴いまして系統内にですね放射性的なガス、ダストをヨウ素が発生するということを想定しておりまして、これらを監視するためにプロセスモニターというのを設置しております。
0:01:31	第一段階におきましては、燃料体取出しということでこれを継続しておりましたけれどもこの燃料体の取出し作業を完了いたしましたので、この系統内に新たな放射性物質が生成される可能性がなくなったというふうに考えておりますので、
0:01:46	これらにつきまして他合理化していきたいというふうに考えております。
0:01:52	これらの中には放射線の管理作業の中で汚染の拡大、もう一つと、こういうのを実施することができるというふうに考えておりますし、
0:02:01	その作業管理の一環といたしまして発揚に応じてですね可搬型のダストサンプラ等によって採取して、放射性測定装置による水濃度の測定をするということで問題なく監視ができるというふうに考えております。
0:02:16	また何かあった時にはですねこの購買作業を停止すれば放射性物質の発生も停止いたしますし、環境中へ放射性物質が放出するということにつきましても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	性能維持施設としての残しております。排気塔のモニター及び排水モニターによる開監視を継続するというので、
0:02:37	廃止措置の段階に移行するに当たりましてこのプロセスモニターについては付与というふうに判断したということでございます。
0:02:45	それで、次のご質問といたしましては③④の方でございますけれども、③につきましては、第一段階での実績をもとに、二段階以降の発生の可能性を説明するというところだけでは、
0:03:00	少し説明が不十分な、こういうところと、燃料域周りのプロセスモニタリング設備の維持状況はどうなってるのかというご質問です。こちらにつきましては、
0:03:10	運転中、あと第一段階におきましては先ほどもご説明いたしました通り、放射性物質の漏えい検知等のためにですね、
0:03:22	燃料池のエリアも含めて原子炉補助建物管理区域の放射性物質の濃度というのを監視するプロセスモニタリング設備を維持して参りました。
0:03:33	これらにつきましては第二段階以降もですねエリアモニター燃料池のエリアモニターについては維持するというふうにしております。繰り返になりますけれども、第一段階の燃料体取出し作業の完了というのを伴いまして第二段階におきましては、
0:03:49	燃料体を取り扱う頻度、こういうのは低減をいたしますけれども、査察対応で燃料体を取り扱ったり、今か燃料体の搬出に向けて平年だったら取り扱いというのをやるということになりますので、
0:04:04	これらの作業中につきましてはエリアモニターで放射線監視を行って業務従事者の被ばく防止をすると、こういうことを考えております。
0:04:13	それで、燃料落下につきましては一応今の廃止措置計画の添付書類4というところで、
0:04:22	廃止措置中の過失、機械または装置の故障、地震火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書というのをそのまま残しております、
0:04:37	燃料池の取り扱い作業中に何らかの原因によって燃料体が破損し、放射性物質の環境に放出されるという事象の想定をしております。
0:04:46	このため環境中に放出される放射性物質につきましては排気塔モニターで放出管理を行うということと、あわせて周辺監視区域境界に設置しておりますモニタリングポストをこちらも使って放射線の監視をします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:03	こういうことしております。以上の考え方からですね原子炉補助建物の排気モニターというところにつきましては維持を終了したということになっております。
0:05:13	質問の2点目の方に入ります。
0:05:18	今の電気設備等というところで維持期間についてですね少し曖昧なところがあるというふうなところで、ご説明、ご質問いただいております。こちらにつきましては、今の廃止措置計画の第6-1を、この中で、
0:05:35	維持期間が明確になっていない性能維持施設と、こういうのを孤立列挙させていただきました。
0:05:40	電源供給機能を加えましてディーゼル発電機、あとは通信設備、非常用照明設備、
0:05:48	淡水供給設備に消火設備、
0:05:52	ここは機器洗浄設備と効きそう設備こちらがですねこの右側に維持期間書いてあります通り、
0:05:59	当該設備の解体に着手するまで、もしくは機器洗浄基礎が完了するまでという記載になっております。
0:06:08	これらのうち、ディーゼル発電機につきましては、これまでもご説明させていただいております通りですね、
0:06:16	全領域に保管している使用済み燃料の強制冷却に係る設備、のみが能力への負荷というふうになっております。
0:06:24	これにつきましては将来ですね燃料池の水冷却の浄化装置を停止した状態でも、その燃料池の水位、水温の変化というのは
0:06:36	どうなるのか、こういうのを評価実測をいたしまして、これが不要だというふうに判断できるというふうに考えております。その際に、当該機能も併せて不要になるということが現時点でも明確になっておりますので、今般の廃止措置計画の変更申請におきまして、
0:06:53	維持期間はですね使用済み燃料の強制利益が不要になるまでというふうに変更したい旨申請をさせていただいております。
0:07:01	一方でその他の設備につきましては現在のプラント状態における負荷を得るのがフランス全体にわたっておりまして、またそれらの負荷につきましては第二段階の後半以降も引き続き維持する必要がある安全機能になっております。
0:07:18	そのため、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:22	また合わせてですね第3段階以降の解体工法というのも現時点では明確になっておりませんので、時間を明確にすることがちょっと現時点では難しいというふうに考えております。
0:07:34	あわせて通信設備等々につきましても、少し時間を明確にすることは現時点では難しいというふうに考えております。
0:07:44	それで
0:07:46	現時点におきましてはこの第二段階前半のプラント状態における安全機能の摘出というのを、機構としては、完了した段階ではございますけれども、
0:07:57	後半以降のプラント状態につきましてはまだちょっと明確にすることができておりませんので、
0:08:04	このため安全機能の評価を完了していないということになっております。なのでこれからですねそれらがまとまり次第、中にですね、今記載しております再設置計画の維持期間の見直しの要否というのを評価をいたしまして、
0:08:22	その評価の結果として6-1をの記載内容について変更する必要がある場合には、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。
0:08:31	こういう計画にしております。以上のここからは現時点において維持期間の詳細化を図ることは困難なので、この部分につきましては維持期間をですね第二段階の期間維持すると。
0:08:44	報道がこれに注記をつけさせていただきまして、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて、適切な時期に日にち期間を設定し、第3段階に移行するまでに、
0:08:57	廃措置計画に反映して変更認可を受けると。
0:09:01	こういうふうに補正をさせていただきたいというふうに考えております。今後これらの評価結果で出たらですねその時点で都度その評価結果についてご説明をさせていただきたいというふうに考えております。
0:09:15	それではもう1点のご質問でございますけれども、遮へい体等取り出し作業の方法手順がですね、今廃止措置計画の認可申請市場で、
0:09:28	明確になってないんじゃないかというご指摘をいただいております。
0:09:32	こちらにつきましてはこの間改めて確認したところですね。確かにこれまでのパッシブ会合とか、審査資料の中には、記載をしておりますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:43	申請書上はそれが明記されていないということでしたので、やはり本文5の中にですね少しその辺りを記載させていただいて補正したいというふうに考えております。
0:09:54	具体的にはその下に記載しておりますけれども本文5の4ポツ2というところに第二段階に置くの解体の方法というのがありまして、その中の(2)の①ということで生体等を取り出したよ、こういうのを記載したいというふうに考えておりまして、
0:10:11	そこにですね、赤字で記載させていただきました通り、燃料体取出し作業と同様に、遮へい体等の取り出し及び遮へい体等の処理というのを繰り返して実施する、こういう旨を追記したいというふうに考えております。
0:10:26	ご質問に対する復興としての回答は以上でございます。
0:10:30	ご審議よろしくお願いいたします。
0:10:33	はい、ありがとうございます。設計、
0:10:38	出村さんのプロセスはインターの金で、
0:10:43	今回ですね。
0:10:45	4類型で、脱塩装置とか何か、
0:10:52	SURCは減らす減らさないって話があったんですが、
0:10:56	それに関連してその
0:11:03	プールの水の水質悪化とかっていうのは見ているのかということ、それそれはその
0:11:12	年利益のプレスすプロセスモニタリング設備っていうことではないってことなのかということちょっと教えてもらえますか。
0:11:21	あ、はい。以上です。×スポーツの件、つきましては、6月に変更申請させていただいた折にはですね脱塩装置をおうて、ただ、脱塩器をですね、
0:11:34	そのR1施設から外すというふうな形で申請させていただいております。
0:11:40	今般の方針の報告を受けましてですね、やっぱり水質の維持管理の向上を言うのは重要だというふうに思っておりますので、今回脱塩装置につきましても、やはりこのままですね性能維持施設として維持すると。
0:11:55	こういうふうに補正をさせていただきたいというふうに考えております。この脱塩装置とエリアモニタリング設備は直接的には変わっていないということになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:08	ちょっとごめんなさいですその脱塩装置の系統の中に、何かその住む、 プールの水の、
0:12:20	状況を監視する。
0:12:23	ケースを聞く、聞きってなんかついてるんですかっていう質問なんです が。
0:12:29	大須賀ウチハシです。
0:12:31	燃料池のプール水を見るラインの中に電動を監視するような計装設備が ついています。
0:12:41	年度によって水の汚れ具合がわかりますのでそれを検知をして、監視、 改善していくというのが、先ほど長が説明した作戦措置になります。以 上です。
0:12:57	須田から
0:13:00	ほぼ連動率については
0:13:07	プロセスも3日というふうには、設備というふうには、工夫してないっ てことですねそうです、全く別のものです。はいわかりましたすみませ んありがとうございます。
0:13:19	ごめんなさい。続いてからですけど
0:13:24	時間の記載の、
0:13:27	方法なんです、今、決まってないからっていうところなんですけど、 もう少し
0:13:36	困ってない状況でかける。
0:13:38	この工夫をしてくださいというところなんです、
0:13:42	例えば今
0:13:44	6分の4ページ。
0:13:46	議案いただける。
0:13:50	最後、ちょっと案だと思うんですが、過般管理区域の解除までとか、
0:14:00	書くのは難しいんですか。
0:14:05	どうです。夫婦、ここはですねどの記載の仕方が良いかということにな りますけれども、管理区域の解除にするってことは要するに第3段階の 一番最後までということになるかなと思います。で、
0:14:22	そうしてしまうと、それはそれで、その校外設備の維持期間として、な ぜそこなのかというのは、ちょっとよくわかりにくいなど、こういうふ うに思いまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:34	もしそう、それよりは現場といたしましてはですね、第2段階までを維持することは決まっておりますけれども、
0:14:41	第3段階以降のどこに維持期間を設定するべきなのかが、現時点では明確に決まってないというふうに思っておりますので、それを第3段階に移行するまでにですね、決定したいと。それをですね6-1の中で明記する方は、
0:14:57	現場の設備担当とかにとってはわかりやすいということになります。なので確かに書けないことはないんですけども、そうしてしまうとなぜそこなのかという議論がですね、
0:15:12	疑問はちょっと現場の設備担当の中でかなり多く出てまいりますので、
0:15:17	できればですねちょっと今は記載させていただきたいなというふうに思ってるんですけども。
0:15:24	はい上です。
0:15:29	決まってないから、私は中神にとって、管理区域の解除までみたいな、ちょっと記載しておいて、
0:15:41	決まったときに、
0:15:44	見直せばいいかなって思ったので、そういう提案したんですが、そうすると、
0:15:52	その書いてあること自体が現場に混乱をするというんで、そうですね。はい。明確に決まってるところまでにしておきたいということなんです。はい。そうですね。
0:16:04	はい。状況はわかりました。
0:16:10	カトウさんか何かありますし、8棟ですけども、すみません
0:16:20	都丸さんの第一段階受けとめ、第2弾1回一生の発生の科目を設立固縛学術として次の
0:16:29	ところでですね。
0:16:31	校長、横野加納。
0:16:33	申請書の
0:16:35	保護、
0:16:37	今回の面談資料の補正案のところの文章に関係してくるんですけども、エリアメーター等、
0:16:50	よく8日フリーの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:52	②番、何なんていうか、第一段階で等の変動がなくて、第二段階も同様の作業をするので、不要と判断したっていう判断基準があると思うんですけども、
0:17:08	ちょっと日本語の表現としてやはりちょっとここ引っかかる部分があって、これ、
0:17:14	この条件で括ってしまうと、ほぼ全部のエリアモニターいらないみたいな話になっちゃうんじゃないかと思って、その条件を少し絞る必要が、
0:17:26	あるんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと機会に直していただくことでできますから。
0:17:40	ハセガワです。審査資料の方のような方にはですね専権報酬というところで、まず第一段階で言えば、こういうことでやってきました。作業管理、
0:17:56	やってきましたっていうところですね。
0:17:59	まがいの段階の合同の行政活動用の作業を行うということで
0:18:09	C F D可能性について風景とか書いてあるんですが、
0:18:15	それでも、
0:18:18	もうちょっと周る必要があるということです。
0:18:21	カトウですけども、申請書の方にも、ちょっと難しいかなと思ってるんですけども、
0:18:40	えっと申請書の添付書類6の別添としてですね、今回のこのエリアモニタリング設備の、
0:18:49	選定方針はその辺全部添付をさせていただいてるんですけども、
0:18:55	それではちょっと難しいということですかね。
0:19:00	ずつ上げて、添付書類の別添2層、エリアBのモニタリング設備の性能維持についてというか考え方をですね。
0:19:13	付けさせていただいて、審査資料で出したものとは、エリアモニターの配置図は抜いてますけれども、文章とを基本通りリストは全部そのまま、
0:19:26	この中に審査資料の中に申請書で、申請書の中に添付をさせていただいておりますので、
0:19:33	検査資料の記載でOKであれば申請書としてもそれが記載してあるということなのかなと思うんですが、
0:19:45	この添付書類、設営等あれば、この
0:19:56	②番の日本語の表現だけなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:05	議案や変動が、一対一段階で有意な変動がなかったので、第二段階の変動する可能性、
0:20:14	がないっていうのが
0:20:17	ちょっと訳してるような形。
0:20:22	うん、そうなんで、ちょっといっぱいかなと思ってんだけど
0:20:26	今回の補正ではあそこは、
0:20:31	第一段階と同様の作業を行う第二段階においてもってということなので、
0:20:37	それでは難しいですかね。
0:20:40	もう一段あるんじゃないんですか。
0:20:46	遠藤がなって、あと、
0:20:52	なんかこのエリアにおいて変動の可能性がないか。
0:20:57	なんて言ったらちょっとよくないけど、
0:21:06	次はタケウチですけども、このエリアの状況が、第一段階と変わらないって事を言えばいい。
0:21:16	いいですかね。
0:21:18	番号。
0:21:19	いや、その第一段階と変わらない。
0:21:24	変わらないとはいえその第一段階では起こらなかったことが起こる可能性もあるんじゃないのって言われたときにどうやって作ってるんですかっていうことなんですけど。
0:21:33	例えばですねまではちょっとないとは思いますが
0:21:39	ナトリウムの付着した機器を補修するエリアで、第1段階では汚染はなかったんだけど、第二段階で小さくナトリウムだ、一次系のナトリウムの、
0:21:51	中に高放射化保険物があって、それが
0:21:56	第二段階で行ってるときに、何らかの影響でそれがひっついて、地域のときに、本当にエリアモニターのレベルって変動する可能性はないんですかっていうことをどうやってしますかってことなんですけど。
0:22:11	安全ハセガワです。そこにつきましては、制定方針の前段のところです、作業管理の中で、す。放射線関係を測定すると、これが第一段階と同様に推定するというので、
0:22:28	それで異常がところが検出できる考えておりますのでそこを前段に記載させていただきます。
0:22:38	選定方針の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:43	前提でその可能性は落としてるっていう。はい。第一段階引き続き第2段階の放射線作業の管理を行うという。先週の議論ございましたグリッパセンターにコバルト60が付着するとかそういったところは、
0:22:58	岸谷とかで確認をされていますけども、
0:23:02	そういった作業管理の中です、線量当量率についても監視しますので、腐葉土、あそこまでは、いわゆる前段のところに記載されてるので、波の中身までは、
0:23:15	記載する必要はないと考えた次第です。
0:23:22	わかりました。
0:23:29	はい。私個人的には、
0:23:38	かなと思うんですが、一応ここはわかりましたんで、
0:23:43	これ、
0:23:46	取り上げてちょっと何かもし、あるかもしれないんですが、とりあえずはわかりました。ちょっと一番下で申し訳ないんですけども、
0:24:00	はい。すいません。ちょっと私の説明を割愛してしまったのかなと思いますけれども、いただいているコメントに対しては、先ほど長谷が申しました通りですね、
0:24:14	これまでの実績と今後の作業管理やるという話は、
0:24:18	一応記載したつもりです。前回ご質問いただいたときには、この②番の中に記載して欲しいという話だったかと思えますけれども、
0:24:27	この考え方につきましては、このエリアモニター全般についていえることかなというふうに思いましたので、両括弧一番選定方針という前提のところ、前段にたすべての
0:24:40	ものに対してですねこのような記載をさせていただいたということでございます。
0:24:51	各力わかりました。
0:25:00	越冬悪化からの今日の資料については、衛藤。
0:25:05	以上です。
0:25:08	はい、笹木向後から何かありますか。
0:25:22	はい。中規模ジョウです。特にございません。はい。本部長横井さん何かありますか。
0:25:33	はいありがとうございます私も特段ありません。はいありがとうございます。それでは今日説明あった、すみません。はい長の加藤ですけども

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:45	特になければ、申請書の内容でちょっと確認したいことがあるんで、この後にしませんか。この後阿部新田といますか。はい。とりあえず
0:25:57	今日説明した、いただいた内容も含めて補正に反映してくださいという話と、
0:26:04	月曜日の会合で、全体の説明があるかと思しますので、説明の方もよろしくをお願いします。はい。特定いたしました。はい。よろしければこれでメンバーの方は終了させていただきます。
0:26:21	ありがとうございました。
0:26:23	はい。どうもありがとうございました。
0:26:26	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。